

保安検査を受けないと「航空法違反」になります！

2022年3月10日より改正航空法が施行されます。その中から、運航乗務員に関係する保安部分の法改正についてご紹介します。

法改正の内容について(保安関係)

今回の改正では、主に以下の6点が挙げられます。

法改正のポイント(保安関係)

- ・危険物等所持制限区域の設定 <①>
- ・保安検査の受検義務化と罰則の適用 <②>
- ・預入手荷物検査の義務付け <③>
- ・保安検査等に関わる職員による旅客その他の者に対する指示権限付与 <④>
- ・航空機内に爆発物等を持ち込む罪の罰則強化 <⑤>
- ・国土交通大臣による危害行為防止基本方針の策定 <⑥>

今般、法律は改正されましたが、現状を踏襲する形で法律が制定されたことから運用上の大きな変化はありません。その中で、私たち運航乗務員に最も影響するのは、「危険物等所持制限区域」に立入る運航乗務員を含む全ての人に保安検査の受検義務が生じたこと、そして適切な受検を受けなかった場合は指示命令、罰則の対象となった点です。また、新たに「第9章 危害行為の防止」が航空法に新設され、関連条文が追加されました。

「危険物等所持制限区域」について

「危険物等所持制限区域」は施行規則で公布されることになっていますが、まだ公布されていないため、具体的な区域を確認することは現時点で出来ません。指定する区域は空港管理者や航空会社との協議によって今後決定していくようですが、恐らく現行のクリーンエリアとSRA(Security Restricted Area)に相当するエリアが該当区域として指定されると思われます。今後、施行規則が公布された後、具体的な区域について各自でご確認下さい。

保安検査の位置付け(従来)

保安検査に関する、法律上における明確な定義はこれまで存在しませんでした。形式的なものとして、航空法第106条に基づき国土交通大臣が認可する各航空会社の「運送約款に保安検査の受検義務を記載すること」となっていました。

また、保安検査未受検に関わる直接的な罰則はなく、輸送禁止物件等が発見された場合、航空法第86条第1項「輸送禁止物件の持込禁止と罰則の適用が規定される」とされていました。

今後の保安検査における課題

保安検査が法律で明確に規定されたことで、日本における航空保安体制の強化に繋がると期待されます。一方、課題として「**保安検査が航空会社によって実施することとされている**」ことが挙げられます。こうしたケースは世界的に見ると稀であり、費用負担及び客観性の点で昨年度から複数回開催されている航空保安に関する有識者会議においても懸念として挙がっています。

この点に関して、国土交通省は保安検査の実施主体(=誰が実施するか)及び費用負担(=誰が費用を支払うのか)について、将来的に検討していくことを表明しています。

航空法本文

具体的な条文等を以下にまとめていますので、興味のある方はご参照ください。

① < 危険物等所持制限区域の設定 > (新設一法第 131 条の 2 の 5)

空港等の設置者は、航空機の強取、破壊その他の航空機を利用した犯罪行為及び航空機の正常な運航を妨げる行為(以下「航空機強取行為等」という。)の防止を図るため、当該空港等の区域のうち、第八十六条第一項の物件(注:輸送禁止物件)(航空機強取行為等のために使用されるおそれがあるものに限る。第四項において同じ。)その他の航空機強取行為等の防止のために**航空機内への持込みを制限することが必要な物件の所持を制限する必要があるものを、危険物等所持制限区域として指定することができる。**[以下省略]

② < 保安検査の受検義務化 > (新設一法第 131 条の 2 の 5 第 4 項、第 6 項)

第 4 項:何人も、第八十六条第一項の物件その他の航空機強取行為等の防止のために危険物等所持制限区域内及び航空機内への持込みを制限することが必要な物件として国土交通省令で定める物件を所持していないことについて、空港等の管理及び運営の状況その他の事情を勘案して国土交通省令で定める者が行う検査を受けた後でなければ、危険物等所持制限区域内に立ち入ってはならない。ただし、航空機強取行為等を行うおそれがないものとして国土交通省令で定める者が危険物等所持制限区域内に立ち入る場合は、この限りでない。

第 6 項:何人も、第四項の物件を所持していないことについて、空港等の管理及び運営の状況その他の事情を勘案して国土交通省令で定める者が行う検査を受けた後でなければ、航空機に搭乗してはならない。ただし、同項の検査を受けた者又は航空機強取行為等を行うおそれがないものとして国土交通省令で定める者が航空機に搭乗する場合は、この限りでない。

② < 危害行為の防止に関する罰則 > (新設一法第 157 条の 3 の 3)

次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第三百三十一条の二の五第四項(第五十五条の二第三項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、保安検査を受けずに危険物等所持制限区域内に立ち入ったとき。

二 第三百三十一条の二の五第六項(第五十五条の二第三項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、保安検査を受けずに航空機に搭乗したとき。

③ < 預入手荷物の検査義務化 > (新設一法第 131 条の 2 の 6)

航空運送事業を営業者又は第三百三十条の二の許可を受けた者は、旅客の手荷物(携行品その他航空機の客室内に持ち込まれるものを除く。以下この項において「預入手荷物」という。)に前条第四項の物件(爆発性又は易燃性を有する物件として国土交通省令で定めるものに限る。)が含まれていないことについて、空港等の管理及び運営の状況その他の事情を勘案して国土交通省令で定める者が行う検査

がなされた後でなければ、当該預入手荷物を航空機内に積載してはならない。ただし、航空機強取行為等を行うおそれがないものとして国土交通省令で定める者の預入手荷物を航空機内に積載する場合は、この限りでない。

④ < 保安検査等を行う職員への指示権限付与 > (新設一法第 131 条の 2 の 3 第 2 項)

空港等の設置者等の職員〔中略〕は、前項に規定する措置を適確に実施するため必要があると認めるときは、旅客その他の者に対し、当該措置の実施のために必要な行為をすること又は当該措置の実施を妨げる行為をしないことを指示することができる。

- 注:「指示が出来る者」は「保安検査/預入手荷物検査を行う者、航空会社の職員(カウンター業務、保安検査関連業務、搭乗ゲート業務に従事する者)、ターミナルや制限区域内を警備する者」となる予定です。
- 指示が出来るのは「危害行為防止基本方針に基づく措置を適確に実施する必要がある」場合としており、航空機外で発生した行為が対象です。航空機内で発生した事象は安全阻害行為として対応することが原則としています。

⑤ < 爆発物持込の罰則強化 > (移設一法第 149 条の 3)

第八十六条第二項の規定に違反して、航空機内に同条第一項の物件を持ち込んだときは、その違反行為をした者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

- 爆発物等を持ち込んだ場合は 50 万円以下の罰金から、**強化となります。**

⑥ < 危害行為防止基本方針の策定 > (新設一法第 131 条の 2 の 2)

国土交通大臣は、航空機の強取、航空機若しくは空港等の破壊その他の航空機若しくは空港等の保安又は旅客の安全の確保に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為(以下「危害行為」という。)の防止に関する施策の基本となるべき方針(以下「危害行為防止基本方針」という。)を策定するものとする。

- 政府が主体的な役割を果たして行くとしており、内容は危害行為防止の為の基本的な事項となっています。
- 各主体の責任や役割について現状を踏襲する形で明記される予定です。

以上



<法改正に伴って国土交通省と警察によって作成された啓蒙ポスター>